

令和8年9月10日

南阿蘇鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可 申請を認可しました

南阿蘇鉄道 株式会社（本社：熊本県阿蘇郡高森町）から申請された鉄道事業の旅客運賃上限変更については、本日認可しましたのでお知らせします。

また、広く利用者から意見を聴くために実施したパブリックコメントに寄せられた意見について、電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV](#) パブリック・コメント）に回答を掲載しました。

南阿蘇鉄道 株式会社から九州運輸局に申請された運賃の上限額の変更（値上げ）は、申請された上限運賃額に基づいて令和9年度から令和11年度の3年間の鉄道事業の収入と支出を推定（原価計算）したところ、別紙の鉄道事業の収入原価総括表のとおり収支率が100超（いわゆる黒字）とならなかったため、申請の上限運賃は妥当と判断し、本日認可したものです。

なお、申請者は改定実施予定日から適用する運賃について、上限額を下回る額とする届出を予定しています。今回の運賃改定は、老朽化した車両や鉄道施設の計画的な更新・修繕を進めるとともに人材確保・処遇改善を行うことにより、安全・安定輸送の維持向上や利便性などのサービス向上を図り、公共交通機関としての使命を果たしていくために実施されるものです。

利用者の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

1. 申請者 熊本県阿蘇郡高森町大字高森1537番地2
南阿蘇鉄道 株式会社
代表取締役社長 津留 恒誉

2. 申請日 令和8年8月6日

3. 認可日 令和8年9月10日

4. 変更する上限運賃を適用する路線

高森線

17.7km

5. 改定実施予定日 令和8年10月1日（木曜日）

改定の概要等は別紙（次ページ以降）に掲載

＜問い合わせ先＞

九州運輸局 鉄道部 計画課

椎葉、平野

電話 092-472-4051

九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります



変更する旅客運賃の上限の種類および額

別紙１のとおり

値上率

普通運賃（大人）	11.1%～26.5%	平均	25.89%	※初乗：180→200円	11.1%
通勤定期（1か月）	25.9%～23.2%		25.89%		
通学定期（1か月）	26.0%～23.8%		12.30%		

※実施運賃は初乗190円

改定率（原価計算期間〔令和９～１１年度における増収率〕

旅客運賃	25.6%
うち 定期外	25.9%
うち 定期	23.7%

鉄道事業の収入原価総括表

（単位：千円）

	令和８年度 [推定]	令和９～１１年度合計 (原価計算期間) [推定]	
		現行運賃	改定運賃
収入合計(a)	151,397	481,846	571,302
（うち旅客運輸収入）	112,515	353,689	443,145
費用合計(b)	159,259	558,812	558,812
配当所要額（適正利潤）(c)	12,651	37,953	37,953
収支率	(a)/(b)x100	95.1	86.2
	(a)/(b+c)x100	88.1	80.7

1. 令和８年度は現行運賃による数値を計上
2. 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申	請
旅客運賃の計算方法及び適用方法	
第1 運賃の計算方法	
1 旅客運賃に関する通則	
(1) 適用する運賃	
以下に定める額を最高額として、別途定める額とする。	
(2) 運賃制度（対キロ区間制）	
初乗り区間を2キロメートルまでとし、以降2キロメートルまでを増す毎の対キロ区間制とする。	
(3) キロ程の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。	
(4) 運賃計算上使用するキロ程	
旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、南阿蘇鉄道(株)の路線（以下「社線」という。）が同一方向に連続する限り、これを通算する。	
(5) 運賃の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の10円未満の端数は、これを10円に切り上げる。	
（以下、この計算方法を「端数計算」という。）。	
2 普通旅客運賃	
(1) 大人片道旅客運賃	
2キロメートルまで	
240円	
2キロメートルを越え、4キロメートルまで	
290円	
4キロメートルを越え、6キロメートルまで	
350円	
6キロメートルを越え、8キロメートルまで	
410円	
8キロメートルを越え、10キロメートルまで	
460円	
10キロメートルを越え、12キロメートルまで	
510円	
12キロメートルを越え、14キロメートルまで	
560円	
14キロメートルを越え、16キロメートルまで	
620円	
16キロメートルを越え、18キロメートルまで	

申	請
(2) 小児及び幼児の運賃計算方 ア 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、これを端数計算した額とする。 イ 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。 また、乳児の普通旅客運賃は、すべて無賃とする。 (3) 往復普通旅客運賃 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。 3 定期旅客運賃 (1) 1ヶ月定期旅客運賃の計算方 ア 通勤定期旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを3割引きして、端数計算した額とする。 イ 通学定期（高校・大学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを5割5分引きして、端数計算した額とする。 ウ 通学定期（中学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを6割引きして、端数計算した額とする。 (2) 3ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、端数計算した額とする。 (3) 6ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、端数計算した額とする。 (4) 小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。	

申	請
第2 適用方法（適用条件） 1 普通旅客運賃（普通乗車券） (1) 旅客の年令 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者 （エ）乳児 1才未満の者 イ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 （ア）幼児だけで旅行するとき。 （イ）団体旅客として乗車するとき。 （ウ）団体乗車券以外の乗車券を所持する6歳以上の旅客に随伴されて、2人を超えて旅行するとき。2人を超えた者だけ小児とする。 （エ）幼児が指定を行う座席を使用して旅行するとき。 (2) 有効期間 ア 片道乗車券 1日 イ 有効期間の起算日と初日の時間 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日とし計算し、かつ、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、乗車券を発売した当日から起算する。 (3) 途中下車 途中下車は認めない。旅客が途中駅に下車した場合は、使用乗車券は、前途無効とする。 2 定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年令 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者	

申	請
(エ) 乳児 1才未満の者 イ 大人を小児とみなして取り扱う場合 有効期間中にその旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。 (2) 発売条件 ア 通勤定期乗車券 常時、社線の区間を乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したとき発売する。 イ 通学定期乗車券 次に掲げる学校（以下、「指定学校」という。）の学生、生徒、児童及び幼児が通学のため、常時、区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を社の指定する発売所に提出したとき又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について発売する。 (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 (イ) 前号以外の学校（修業期間が連続して12ヶ月以上あり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83号の規定によって設立された私立学校（設立認可後1年以上を経過し、修業期間が連続して12ヶ月以上であり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (3) 有効期間及び発売日 ア 有効期間 通勤及び通学定期券 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 イ 発売日及び有効開始日 常時発売するものとし、有効開始の日の前日から発売する。ただし、次の場合は、有効期間前の発売を認める。 (ア) 前日が日曜日、祭日等に当たる場合 その休日の前日から。ただし、有	

効期間の開始日 7 日以内に限る。	
申	請
(イ) 継続購入に場合	1 4 日前から
(ウ) 事業所及び指定学校において一括購入する場合	1 4 日前から
(4) 途中下車及び途中乗車 途中下車及び途中乗車は旅客の任意とする。	
(5) 乗車制限 特に制限しない。	
(6) 乗車回数 特に制限しない。	

- (注) 1 申請欄の事例は参考であり、自社の設定する運賃制度に合致した内容とすること。
- 2 運賃の計算方法、額及び適用方法の基本的内容とする。全文は前途添付。
- 3 上限運賃として申請した場合、認可後、その範囲内で実施する運賃について、別途事前報告を要する。

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申 請	現 行
旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで <u>2 0 0 円</u> 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで <u>2 4 0 円</u> 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで <u>2 9 0 円</u> 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで <u>3 5 0 円</u> 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで <u>4 1 0 円</u> 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで <u>4 6 0 円</u> 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで <u>5 1 0 円</u> 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで <u>5 6 0 円</u> 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで <u>6 2 0 円</u>	旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで 1 8 0 円 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで 2 1 0 円 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで 2 4 0 円 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで 2 9 0 円 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで 3 5 0 円 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで 3 9 0 円 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで 4 3 0 円 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで 4 6 0 円 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで 4 9 0 円

- (注) 1 変更しようとするすべての事項について記載すること。
- 2 現行の計算方法及び適用方法で変更しない項目は、省略。(全文は別途添付)
- 3 部分的な変更事項等については、適宜変更部分にアンダーラインを引き、変更点をあきらかにすること。